

令和 8 年台風第 25 号により被災された被保険者・被扶養者の方の
一部負担金等の免除について

標記の件につきまして、下記のとおり対応いたします。

記

1. 免除対象者

標記に関する被災地域（災害救助法の適用市区町村）の住民であって、次の①～④に該当する方（当組合の加入者）が、医療機関等の窓口における一部負担金が免除となります。

- ① 住家の全半壊した方
- ② 主たる生計維持者が死亡した方
- ③ 主たる生計維持者が重篤な傷病を負った方
- ④ 主たる生計維持者の行方が不明な方

2. 免除の対象となる一部負担金の範囲

- ・ 医療機関・調剤薬局での一部負担金（窓口負担）
 - ・ 保険外併用療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く）
 - ・ 訪問看護療養費・家族訪問看護療養費に係る自己負担額
- ※ 入院時の食事代・差額ベッド代および、柔道整復師、あん摩・マッサージ、鍼灸師による施術の費用については免除対象となりません。

3. 免除対象期間

令和 8 年 9 月 20 日～令和 8 年 12 月 31 日まで

4. 免除申請方法

対象者には「免除証明書」を発行いたしますので、「健康保険一部負担金等免除申請書」に必要書類を添付の上、事業所人事担当課へ提出してください。

5. 一部負担金の還付について

免除対象者がすでに支払っている一部負担金等については、被保険者からの申請により還付が行われます。「一部負担金等還付申請書」に医療機関等の窓口で支払った領収書等（原本）を添えて、事業所人事担当課へ提出してください。

4. マイナンバーカード、資格確認書を紛失した方

「資格確認書交付申請書」もしくは「資格確認書滅失再交付申請書」を事業所人事担当課へ提出してください。

「資格確認書」を発行いたします。

※ 申請書には「令和 8 年台風第 25 号による紛失」であることがわかるように提出して下さい。（無償で交付します）

ご不明な点がございましたら、当組合（担当：川上）までご連絡ください。

山崎製パン健康保険組合 TEL 03-3258-1801